

余剰ワクチンの取扱いについて（案）

集団接種会場で余剰となったワクチンについて、会場における日々のワクチン消費を的確かつ計画的、効率的に行うため、余剰ワクチンについて、以下の考え方に沿って臨時的に接種を行う。

【対象者】

市民等に直接接して支援等の業務を行うこと、代替が利かず欠けると業務の継続が困難になること等から、市内に勤務するエッセンシャルワーカーを対象とする。

接種に当たっては、リスク等を踏まえ、以下の接種順序により臨時接種を行うこととする。

● エッセンシャルワーカー

緊急事態宣言が発令に伴い、在宅勤務、テレワーク等を導入する企業等が増加したが、こうした働く時間や場所を「柔軟に調整できる業務」のほか、「調整するのが困難な業務」があるという事実が浮き彫りとなった。こうした者は、その分感染リスクは高まるが、それでもなお、日々の生活を維持するために現場で働き続けなければならない。このような最低限の社会インフラ維持に必要な不可欠な労働者を指す。

【接種順序】

1 高齢者関係

重症化リスクの高いとされている高齢者（65歳以上）に接する業務を行う者

（例）

高齢者支援施設、特別擁護老人ホーム、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所訪問介護事業所、訪問通所介護事業所、訪問看護事業所、グループホーム支援員、有料老人ホーム支援員、シルバー人材センターの職員、民生児童委員、主任児童委員、保護司

2 障がい者関係

高齢者に次いで重症化リスクが高いとされている基礎疾患を有する者に含まれる障がい者に接する業務を行う者

（例）

障がい者支援施設、通所事業所、相談支援事業所の職員

3 子ども関係

変異型が若い世代に多く流行していること、感染予防が行き届きにくいとされている子

どもに関する業務を行う者

(例)

保育園、学童クラブ、幼稚園、学校教職員、子育て支援施設の職員

4 行政関係

地域住民が安心安全に暮らせるよう、多岐にわたるサービスを行う中で、新型コロナウイルスの予防、検査、また、市民の健康に関わる業務を行う者

(例)

集団接種会場に従事する職員、PCRセンターに従事する職員、高齢、障がい、精神担当ケースワーカー、生活保護担当ケースワーカー、保健師、職員の抗原・抗体検査を行う職員、消防団

5 その他

最終的な接種済み数の確定に伴い、仮確定後の接種状況によりさらに余剰ワクチン数に変更が出た際は、接種会場で勤務するシルバー人材センター職員、市職員、学校管理職を対象とする。